

議案第48号

朝来市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
朝来市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成30年8月30日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱（平成4年兵庫県要綱）が改正され、福祉医療費支給の所得要件である市町村民税所得割の額の算定方法が改められ、平成30年7月1日から施行されたことに伴い、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

朝来市福祉医療費助成条例（平成17年朝来市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第2条第14号中「保険者たる国、地方公共団体」を「保険者たる地方公共団体」に改める。

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項の表に規定する所得割の額を算定する場合には、同表重度障害者の項及び幼児等保護者の項に掲げる者が、地方税法第318条に規定する賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を市の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成30年7月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の朝来市福祉医療費助成条例第3条の規定は、この条例の適用の日以降に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

議案第48号資料

朝来市福祉医療費助成条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 「被保険者等負担額」とは、当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。）を控除した額（医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（<u>保険者たる国、地方公共団体を除く。</u>）又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われないときに限る。）をいう。</p> <p>(15)～(17) (略)</p> <p>(福祉医療費の支給対象者)</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 「被保険者等負担額」とは、当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。）を控除した額（医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（<u>保険者たる地方公共団体を除く。</u>）又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われないときに限る。）をいう。</p> <p>(15)～(17) (略)</p> <p>(福祉医療費の支給対象者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 前項の表に規定する所得割の額を算定する場合には、同表重度障害者の項及び幼児等保護者の項に掲げる者が、地方税法第318条に規定する賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を市の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</u></p>